

# 役に立つかもしれないシリーズ 4 「税務編」

上田 和志 (名古屋名駅 RC)

今回は、「贈与税についてのお話」をしたいと思います。

贈与は、単にあげたいということで、身内や第三者にすることがありますが、現在は、相続対策の一環として贈与の活用をされる方も多くなっています。それは、贈与税が高いからです。そこで、今回は、そのような贈与について、お話ししたいと思います。

## 1、贈与税

贈与には、一般の贈与(暦年贈与制度)と相続時に清算する贈与(相続時精算課税制度)があります。

一般の贈与では、110万円までが非課税ですが、相続時に清算する贈与では2500万円まで非課税です。

ただ、一般の贈与は、誰でもできますが、相続時に清算する贈与では、60歳以上の親が、20歳以上の子供や孫に贈与する場合にのみ選択することができます。

次に、それぞれの内容を、少し詳しくお話しします。

## 2、一般の贈与(暦年贈与制度)

一般の贈与は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与した額によって課税されます。ご存知のように、その合計額が110万円までなら非課税です。

また、一般の贈与は、相続の際、3年前までに行った贈与については、相続財産に含めて相続税が課税されます。ですから、亡くなる前の年に、非課税枠である100万円を贈与していた場合、贈与税はかかりませんが、相続の際、その100万円に相続税がかかることとなります。もちろん、非課税枠以上の贈与をしていて過去に贈与税を支払っている場合は、その分、相続税の額から控除されます。

相続時に清算する贈与(相続時精算課税制度)とは、贈与の時に税金を支払わないで、相続の時に、税金を支払う制度です。贈与時には贈与税を支払わず、相続時に、この制度を利用して贈与を受けた財産を相続財産に加えて相続税を算出するのです。

例えば、平成29年に1500万円の贈与、平成30年に2000万円の贈与、合計3500万円を贈与した場合、この制度を選択すると2500万円まで非課税ですから、2500万円を超えた1000万円について20%の200万円の贈与税がかかることとなります。

これに対し、一般の贈与では、1500万円の贈与に対して450万5000円 $((1500万円 - 110万円) \times 45\% - 175万円)$ 、2000万円の贈与に対して695万円 $((2000万円 - 110万円) \times 45\% - 250万円)$ の合計1145万5000円の贈与税がかかることとなります。

とても節税になると思います。ただ、残念なことに、この制度を選択できるのは、次の要件を満たす場合だけです。また、一度、この制度を選択すると、何らかの理由で、一般の贈与にしたいと思っても変更できません。従って、この制度を利用するかどうかは、専門家と十分話し合って検討する必要があります。

- ・ 60歳以上の親から20歳以上の子・孫への贈与（1月1日時点）
- ・ 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、同制度を選択する旨の「選択届出書」を「贈与税の申告書」に添付
- ・ 総額2500万円まで非課税  
（2500万円を越える部分は一律20%の課税）

#### 4、以下に、一般的に言われている相続時に清算する贈与（相続時精算課税制度）のメリットとデメリットを挙げておきます。ご参考にしてください。

##### <メリット>

- 1 2500万円まで非課税。
- 2 早期に多額の財産を贈与することができます。
- 3 収益物件の贈与は、相続税対策になる可能性があります  
★アパートなどの収益物件を贈与すれば、その後の賃料収入は相続財産とならないので相続財産を減らすことができます。
- 4 相続時に値上がりする可能性が高い財産（上場株式、未上場株式等）を贈与すると相続税対策になります。  
★相続財産の持戻し対象となる贈与財産はあくまで贈与時の評価で税額計算されるため、贈与時よりも相続時に価値（相続税評価額）が上昇していても、価値の上昇分は相続財産に反映されないためです。  
★逆に上場会社の株価の場合などで将来相続時に株価が下落していた場合には、贈与時の株価（株価下落前の株価）が相続税評価額となりますので注意が必要です。
- 5 双方の親からの2500万円ずつまでが非課税です。

##### <デメリット>

- 1 一度選択したら撤回できません。
- 2 小規模宅地等の特例との併用不可です。
- 3 贈与分は相続財産に加えるので、相続財産自体は減りません。  
（通常の贈与で相続財産に加えるのは相続開始前3年以内の贈与）
- 4 遺産の前渡しとして遺留分を侵害する可能性もあります。
- 5 一般の贈与より特別受益になる可能性があります。